

自然災害による非常措置についてのお知らせ（再配布）

災害発生時の学校での非常措置についてお知らせいたします。

記

Ⅰ 「暴風警報」または「警戒レベル4」発令時

台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合、また、八瀬学区に水災害や土砂災害等による「警戒レベル4」（避難指示）が発令された場合には、下記のような措置を取ります。

1 登校前に発令された場合

- ① 『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ、**自宅待機**してください。
- ② 『暴風警報』が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前7時までに解除になった場合……………平常授業
 - ・ 午前9時までに解除になった場合……………3校時（10：45）から始業
 - ・ 午前11時までに解除になった場合……………5校時（13：35）から始業
 - ・ 午前11時現在、警報発令中の場合……………臨時休業

給食中止

月曜日の場合は、5校時開始は13：20

2 在校中に発令された場合

- ① 下校の安全が確認できるまで、学校に留め置きます。
- ② 下校の判断をした場合、すぐ一斉配信・ホームページでお知らせするとともに、入学時に提出いただいた「緊急時の下校方法」に基づき、**集団下校・学校待機**します。

*不測の事態においては、**緊急時の連絡先電話番号**により、学校と連絡がとれるようにしておいてください。

*上記の内容は「暴風警報」に対する非常措置であり、「大雨警報」や「洪水警報」は非常措置の対象とはなりません。

*臨時休校や自宅待機になった場合は、家の中で過ごすようにしてください。また、臨時休校となった後に「暴風警報」が解除された場合も、すぐに外へ遊びに行かないように、子どもたちにご指導ください。

*雨・風が強い間は、なるべく外出を控えるようにしてください。

※裏面に続く

2 「特別警報」発令時

台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」が発令された場合には、下記のような措置をとります。

1 登校前に発令された場合

- ① 『特別警報』が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機してください。
- ② 『特別警報』が解除された場合、以下の措置を取ります。
 - ・ 深夜0時までに解除になった場合……………5校時（13：35）から授業
 - ・ 深夜0時現在、『特別警報』発令中の場合……臨時休業

給食中止

月曜日の場合は、5校時開始は13：20

2 在校中に発令された場合

※「在校中に『特別警報』が発令された場合」、全員学校待機（引き渡し）となります。

3 地震発生時

京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置をとります。

1 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ① 震度5以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ・ 下校後、深夜0時までに発生した場合……………翌日を臨時休業
 - ・ 深夜0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業
 - ・ 休業日、休業前日に発生した場合……………原則として休業明けの登校日を臨時休業
安全が確認でき、授業等を実施する場合は、すぐーるやホームページ等でお知らせします。
- ② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

※「在校中に震度5弱以上の地震が発生した時は」、全員学校待機（引き渡し）となります。